

《浙江省新化学物質環境管理実施細則》の発布に関する通達

浙江省環境保護庁弁公室

浙環発〔2010〕号

各市、県（市、区）環境保護局

新化学物質環境管理に関する環境保護部の最新規定と《新化学物質環境管理弁法》（環境保護部令第7号）の要求に従い、当庁は《浙江省新化学物質環境管理実施細則》を制定し発布する。この要求に従い、管轄区域における新化学物質に関連する企業が環境管理を適切に実施するよう期待する。

担当者：省固廃監管センター 郭可燕 電話：0571-28869004

FAX：0571-28193532

E-mail：guoky@zjepb.gov.cn

住所：浙江省杭州市文一路306番613室

2010年12月1日

## 浙江省新化学物質環境管理実施細則

第一条 新化学物質の環境管理をさらに強化し、新化学物質の研究、製造、輸入と加工使用の過程において環境汚染を抑制するため、《新化学物質環境管理弁法》（環境保護部令第7号、以下は弁法と総称）と関連する法律、法規に従い、本浙江省の実情を踏まえて、当細則を制定する。

第二条 当細則は、当省行政区域における新化学物質の研究、製造、輸入と加工使用に従事する活動に対して環境管理を適用する。

医薬、農薬、家畜用薬、化粧品、食品添加剤、飼料添加剤の管理は、関連する法律及び法規を適用するが、上述の製品の製造に使用する原料と中間体の環境管理については、当細則を適用する。

意図的に排出するものとして設計されている新化学物質を含有する物品は、当細則に従い管理する。

第三条 省級環境保護部門は、全省の新化学物質に対する統一の監督管理を担当し、市及び県級環境保護部門が行う新規化学物質の申告登録に対する検査と追跡検査に対し、指導、調和、督促を実施し、その検査状況に対して抽出検査を行う責を負う。また、省庁間を越境する新化学物質の移動に対する環境監督管理の責を負う。

区を設ける市の環境保護部門は、管轄区域の新化学物質に対する監督管理を担当し、県級環境保護部門が、新化学物質の申告登録に対する検査と追跡検査を実施するように調整し、管轄区域における新化学物質に対する監督管理のファイルを作成する責を負う。毎年12月31日までに省級環境保護部門に本年度の新化学物質監督管理の状況を報告する。

県級環境保護部門は、管轄区域の新化学物質に対する日常の監督管理を担当し、管轄区域における新化学物質に対する監督管理のファイルを作成する責を負う。毎年12月20日までに区を設ける市の環境保護部門に本年度の新化学物質監督管理の状況を報告する。

第四条 新化学物質の製造及び輸入組織は、環境保護部に新化学物質の登録証を申請するとともに、書面による申請資料を省級環境保護部門に届出なければならない。省級環境保護部門は、市及び県級の環境保護部門を組織して申請企業の環境アセスメント、「三同時」、汚染物質排出許可などの環境管理制度の実行状況に対する事実確認を実施後、審査意見を付して環境保護部に報告する。

第五条 新化学物質登録証の所有者は、化学品安全技術説明書に新化学物質の危害特性を明記し、その加工使用組織に下記の情報を伝えなければならない。

- (一) 登録証に規定されているリスク削減措置
- (二) 化学品安全技術説明書
- (三) 化学品分類、警告ラベルと警告性説明安全規範による分類の結果
- (四) その他の関連情報

第六条 新化学物質の製造及び輸入組織は、毎年2月1日までに省級環境保護部門に新化学物質の年度の取扱い計画を報告し、毎回新化学物質を移動する前に、省級環境保護部門に取扱い計画を報告しなければならない。省級環境保護部門は、定期的に同計画と移転の実施状況

を新化学物質の製造及び輸入組織の所在する地区・市、県級の環境保護部門にフィード・バックする。

新化学物質の加工使用組織は、新化学物質を初めて受け取る前に、省級環境保護部門に環境アセスメント報告書に対する審査認可意見、「三同時」の環境保護検収意見、汚染物質排出許可証、環境汚染事故応急試案、リスク評価報告等の資料を提出しなければならない。省級環境保護部は、届出た資料の完全性及び真実性を審査し、市及び県級環境保護部門が新化学物質の加工使用組織に対して現場検査を実施するように調整し、審査意見を付して環境保護部に報告する。

省級環境保護部門は、四半期末ごとに環境保護部に四半期ごとの新化学物質の取扱い状況を報告する。

第七条 各級の環境保護部門は、環境保護部に下達された「新化学物質の監督管理に関する通達」の要求に従い、管轄区域における新規化学物質の製造及び加工使用組織の申告登録について現場確認を実施する。その実施の流れは、次の通りである。

- (一) 省級環境保護部門は、環境保護部に下達された監督管理通達を受け取った後、その通達を当該新化学物質の製造及び加工使用組織が所在する地区・市及び県級の環境保護部門に転送し、監督管理の要求を明確にする。
- (二) 区を設ける市の環境保護部門または、県級環境保護部門と相関部門は、監督管理通達を受け取った後、その通達の要求にしたがい、環境保護部が制定する新化学物質監督管理検査規則にしたがい、新化学物質の製造及び加工使用組織に対して監督管理と現場検査を実施し、監督検査報告書を提出し、毎月5日までに省級環境保護部門に統一的に郵送する、あるいはその他の方法で送達する。
- (三) 省級環境保護部門は、各市に届け出た書類を審査して取りまとめ、毎月15日までに統一的に環境保護部に届け出る。

第八条 新化学物質が登録された5年間に、区を設ける市の環境保護部門または、県級環境保護部門は、新化学物質監督管理検査規則の要求に従い、管轄区域におけるその新化学物質の研究、製造、輸入、加工使用に対して日常の監督管理と現場検査を実施し、監督検査報告書を提出し、毎年12月31日までに省級環境保護部門に本年度の新規化学物質に対する監督検査の実施状況を届け出る。

省級環境保護部門は、その検査の実施状況に対して抽出検査を実施し、区を設ける市の環境保護部門が届け出た新化学物質に対する検査の実施状況を取りまとめ、毎年2月1日までに環境保護部に前年度の新化学物質に対する監督検査の実施状況を届け出る。

第九条 新化学物質の製造、輸入、加工使用組織は、毎年2月1日までに各級の環境保護部門に前年度の新化学物質の下記事項を報告しなければならない。

- (一) 実際の製造又は輸入の実況
- (二) 取扱い（移動又は受取り）の実況
- (三) 加工使用の実況
- (四) リスク削減措置の実行状況
- (五) 環境放出とばく露の状況
- (六) 環境と人体健康に影響をもたらした実況
- (七) その他の環境リスクに関連する情報

重点環境管理危険類新化学物質登録証の所有者は、各級の環境保護部門に新化学物質の製造又は輸入の計画及びリスク削減措置を実施するための準備状況を届出なければならない。

第十条 市及び県級環境保護部門は、管轄区域における新化学物質監督管理ファイルを作成し、直ちに管轄区域における新化学物質の研究、製造、輸入と加工使用組織を新化学物質監督管理ファイルに組み入れ、四半期ごとに最初の月の5日までに更新した新化学物質監督管理ファイルの情報を省級環境保護部門まで届け出なければならない。省級環境保護部門は、責任をもって全省の新化学物質監督管理ファイルを作成し、直ちに更新する。

第十一条 危険類新化学物質は、危険廃棄物処分の関連規定にしたがい処分しなければならない。

第十二条 省級環境保護部門は、2年ごとに新化学物質に対する全面検査を実施する。登録証を取得せずに、新化学物質の製造、輸入あるいは加工使用したものに対しては、法律に基づいて環境保護部門が処罰を行う。

第十三条 《弁法》の関連規定に違反する場合は、県級以上の環境保護部門が《弁法》の第四十五条、第四十六条にしたがい改善を命じ、1万元以上3万元以下の罰金を科し、随時環境保護部に報告する。

第十四条 新化学物質の環境管理に従事する人員は、《弁法》規定の違反、職権濫用、あるいは職務怠慢の場合は法律に基づいて行政処分を科し、犯罪になる場合は法律に基づいて刑事責任を問う。

第十五条 当細則における下記の用語について、

- (一) 新化学物質は、《中国現有化学物質目録》に記載されている化学物質を指す。
- (二) 一般類新化学物質は、まだ有害特性を発見されていない、あるいはその有害性が化学物質有害特性の性質と分類の関連基準の基準値より低い化学物質を指す。
- (三) 危険類新化学物質は、物理化学的有害性、人体健康あるいは環境に対する有害性があり、さらに化学物質有害特性の性質と分類の関連基準の基準値に達する、あるいは上回っている化学物質を指す。
- (四) 重点環境管理危険類新化学物質は、危険類新化学物質のうち、残留性、生物蓄積性、生態環境と人体健康に対して有害性のある化学物質を指す。

第十六条 当細則の解説は省環境保護庁が責任を持つ。  
当細則は発布する日から施行する。